

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 玉屋利兵衛
主たる事務所の所在地	〒990-0301 山形県東村山郡大字山辺1258番地12
代表者(職名・氏名)	代表取締役 安井 浩
設立年月日	平成21年 9月 4日
電話番号	023-674-0570

## 2. 事業所の概要

事業所名	はなあかり訪問看護リハビリステーション大宮	
所在地	〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町1丁目481浅見ビル201号室	
電話番号	048-782-4188	
指定年月日・事業所番号	平成28年 3月 1日指定	1166590608
管理者名	大原 絵宮子	
サービス提供地域	さいたま市、上尾市・川越市・富士見市・志木市の一部	

## 3. 事業の目的

株式会社玉屋利兵衛が開設する、はなあかり訪問看護リハビリステーション大宮(以下「事業所」という。)が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定めます。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

## 4. 運営の方針

- (1) 指定(介護予防)訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものです。
- (2) 指定(介護予防)訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
- (3) 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

## 5. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名 (常勤) 2名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	4名 (常勤) 1名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 1名 (非常勤)
言語聴覚士		1名 (常勤) 1名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名 (常勤) 1名 (非常勤)

## 6. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。	午前9時～午後5時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 7. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

## 8. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 9. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 10. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 11. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用者負担金は、毎月特定日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

## 12. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

**ステーション名： はなあかり訪問看護リハビリステーション大宮 連絡先： 048-782-4188**

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

**キャンセル料金： 2,000円**

## 13. 緊急時における対応

- (1) 緊急時の対応方法については、主治医、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとします。
- (2) 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとします。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとします。
- (3) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

## 14. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## 15. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 16. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための職員に対する年1回の研修の実施
  - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者のご家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 17. 身体拘束の原則禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はご家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。

## 18. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	048-782-4188	FAX番号	048-782-4189
担当者	管理者 大原 絵宮子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦 情 受 付 機 関	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	電話番号:048-824-2568
	さいたま市役所 保健福祉局 福祉部 介護保険課	電話番号:048-829-1264
	上尾市役所 高齢介護課	電話番号:048-775-6473
	川越市役所 福祉部 介護保険課	電話番号:049-224-6405
	富士見市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	電話番号:048-252-7107
	志木市役所 高齢ふれあい課 介護保険グループ	電話番号:048-473-1111

## 19. その他

### (1) 運営についての留意事項

- ① 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。・採用時研修・採用後1ヶ月以内・継続研修年2回
- ② 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とします。
- ④ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 玉屋利兵衛と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

### (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。